

プライバシーマーク 認証取得支援

顧客情報等の個人情報を取り扱っている

パンフレットや名刺にPマークを入れてアピールしたい

取引先より取得をうながされている

一般消費者に個人情報を適切に取り扱っている企業と認められたい

個人情報流出事故が心配

このようなお悩みをお持ちの企業の経営者の方、担当者の方、ぜひご相談ください！

百五経済研究所のプライバシーマーク認証取得支援コンサルティングでは、次のようなことを行います。

- 貴社業務についてヒアリングさせていただき、貴社に合った規程と様式類を提案します。
- 勉強会を開催し、貴社で取り扱う個人情報の特定とリスク分析のお手伝いをします。
- 監査計画を提案し、監査責任者とともに監査を実施します。
- 監査指摘事項に対する是正予防処置案を提案し、見直し会議を行います。
- プライバシーマーク取得・更新申請書作成のお手伝いをします。
- 審査後の指摘事項等に対する対応を行います。(メール・電話等が主となります)



取得のメリット

- Pマークを取得した取引先とスムーズに契約が結べる
- 仕事の受注増加が見込める
- 官公庁への入札、大手企業への提案における個人情報保護条件をクリアできる
- パンフレット、Webサイト、名刺にPマークを入れて同業他社より優位性をアピールできる
- 一般消費者に個人情報を適切に取り扱っている企業(Webサイト)であることをアピールできる

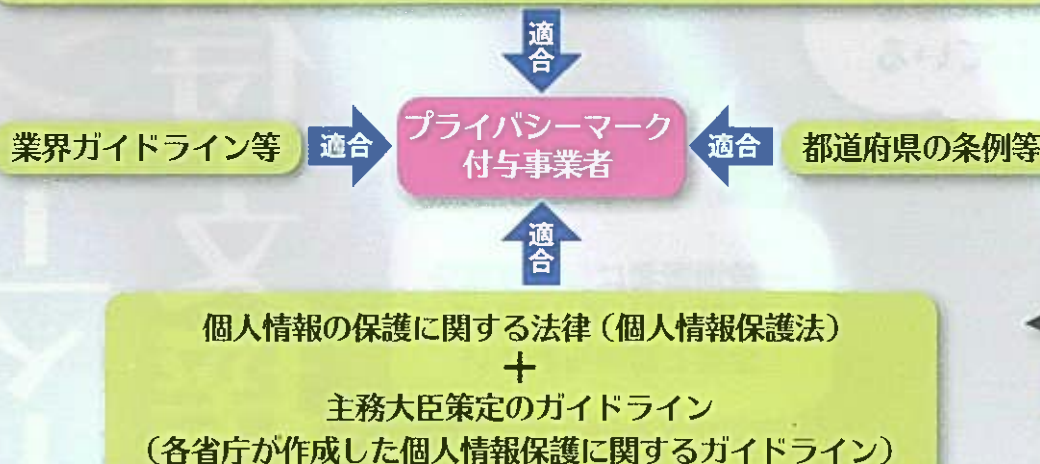
プライバシーマーク制度の審査基準

プライバシーマーク制度の審査基準は、個人情報保護法より高いレベルで個人情報の取り扱いを求める、日本工業規格(JIS規格)の「**JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項**」(以下、JIS Q 15001)です。プライバシーマークの付与を受けるには、事業者は次のことを実施している必要があります。

- JIS Q 15001に基づいた**個人情報保護マネジメントシステム(以下、PMS)**を構築していること
- **PMS**に基づいた個人情報の適切な取り扱いをしていること

また事業者は、個人情報保護法はもちろん、各省庁の個人情報保護に関するガイドライン、地方自治体による個人情報保護関連の条例などもPMSに取り込む必要があります。

JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項



こうした厳しい基準をクリアしているから、その他の事業者と比べて、より適切に「個人情報」を取り扱っているといえるのだね。



プライバシーマーク制度の認定基準とは？

「プライバシーマーク制度」とは、事業者が「個人情報」を「基準」に沿って適切に取り扱っているかを評価し、適正と判断した事業者を認定する制度です。

その基準は、日本工業規格(JIS)の「JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」です。

「PMS」で個人情報をしっかり管理

PMSとは、個人情報を保護するための方針、体制、計画、実施、点検および見直し(PDCAサイクル)を含むマネジメントシステムです。

プライバシーマーク付与事業者は、この一連の流れを進める中で、問題や事故が発生した場合は、その再発防止をとりながら見直しを行い、個人情報の保護レベルをあげる努力を行っています。



PDCAサイクル

代表者による「個人情報保護方針」の策定

- Plan …… 社内体制を整え、作業計画を立てる
- Do …… PMSに沿った運用
- Check …… 運用状況の点検
- Act …… 代表者による見直し